

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

株 式 会 社 ナ ッ ク

代表取締役社長 吉 村 寛

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださるか、又は当社指定のウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) より2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階エミネンスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき当社のホームページ (<https://www.nacoo.com>) に掲載しておりますので、報告事項に関する提供書面には記載しておりません。

◎インターネット開示事項は監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類並びに計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.nacoo.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面による議決権行使において各議案に賛否の記載のない場合の取り扱い
書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (6) インターネットによる議決権行使のご案内
 - ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
 - ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに賛否を入力してください。
議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンで読み取ることにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことができます(この場合「ログインID」および「仮パスワード」の入力が不要です)。手順につきましては同封のリーフレットをご参照ください。
- ③ 株主様以外の他人による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ④ 株主総会の招集のつど新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ⑤ ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話では、お手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以上

システムに関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話：0120-173-027 (受付時間午前9：00～午後9：00、通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害による一時的な押し下げがあったものの、企業収益が堅調に推移し、雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復が持続しました。しかしながら、海外経済の減速に伴う輸出の低迷などから年度末にかけては弱含みで推移しました。

当社グループの事業領域である住宅業界では、2019年10月の消費増税に向けて需要の増加が期待されておりましたが、前回に比べて税率の引き上げ幅が小さいほか、増税後の落ち込み防止策として住宅ローン減税の延長をはじめとする住宅取得支援制度が拡充されたことにより、需要の伸びは予想を下回る結果となりました。

他方、小売・サービスでは、雇用・所得環境の改善が続いたものの、物価上昇に伴う実質所得の伸び悩みなどから個人消費は緩やかな持ち直しにとどまりました。

このような中、当社グループでは各事業分野において、新商品の開発・販売、顧客サービスの向上、販売促進活動や商圏の拡大に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高89,111百万円（前期比0.8%減）、営業利益2,037百万円（同24.5%増）、経常利益2,081百万円（同32.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益798百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失994百万円）となりました。

また、個別業績は、売上高31,130百万円（前期比2.0%増）、営業利益2,308百万円（同8.5%増）、経常利益3,272百万円（同44.8%増）、当期純利益1,169百万円（同12.2%減）となりました。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりです。

なお、各セグメントの営業損益のほか、各セグメントに帰属しない全社費用等1,064百万円があります。

イ. クリクラ事業

宅配水市場は、緩やかな拡大を続ける一方で、ワンウェイ業者を中心とした顧客獲得競争が激しさを増しており、厳しい市場環境が続きました。

このような状況の下、クリクラ事業では、サービス品質向上を通じたブランド力の強化に取り組み、ポイントシステムを活用した顧客継続率の向上、一世帯あたりのボトル消費量の向上に努めてまいりました。また、2018年11月より新商品の自社製次亜塩素酸水溶液「ZiACO(ジアコ)」の販売を開始しました。

直営部門では、2017年9月より開始した「クリクラあんしんサポート」サービスへの加入者数が順調に増加し、顧客継続率が改善しました。また、記録的な猛暑を一因として、一世帯あたりのボトル消費量が増加したこと、省エネサーバーへの切り替えに伴う手数料収入により顧客売上単価も向上しました。一方で、物流コストの高騰を踏まえてワンウェイ事業から撤退したことで期初に想定していなかった売上高の減少があったものの、売上高の増加要因が大きかったことにより、売上高は前期比で微増となりました。また、加盟店部門の売上高は解約率低下などに努めた結果、前期と同水準となりました。

損益面では、直営部門において「クリクラあんしんサポート」サービス加入者数が順調に増加し、省エネサーバーへの切り替えが順調に進んだことにより、営業利益が大幅に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高13,179百万円（前期比0.2%増）、営業利益788百万円（同32.3%増）となりました。

ロ. レンタル事業

レンタル事業では、人口減少や世帯構造の変化、お客様の購買チャネルの多様化を踏まえ、販売網の拡大やサービス体制の強化に取り組みました。

主力のダストコントロール商品部門では、安定した優良顧客基盤を利用した地道な営業戦略や新規出店を通じた商圈の拡大、既存顧客への深耕が奏功し、基礎顧客数と顧客単価が増加しました。また、トータルケアサービス部門においても、家事代行や害虫駆除、花と庭木の管理といった包括的なサービスを幅広く提供することで顧客数の増加に努めました。その結果、売上高が前期比で増加しました。なお、2018年8月に株式会社ダスキンの間で、資本業務提携契約を締結し、同社を引受人とする第三者割当により、新株式の発行を行いました（株式発行日は2018年9月18日）。

害虫駆除部門では、需要が高まる夏場にかけて全国的な販促活動を強化したことで基礎顧客数と顧客単価が増加しました。その結果、売上高が前期比で増加しました。

法人向け定期清掃サービスを提供する株式会社アーネストでは、売上高が前期と同水準（微増）で推移しました。

損益面では、全ての部門において売上高が増加しましたが、株式会社ダスキンの資本業務提携に基づく新規出店のために販売費及び一般管理費が増加したことで営業利益は前期比で微減となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高14,394百万円（前期比4.9%増）、営業利益1,998百万円（同1.1%減）となりました。

ハ．建築コンサルティング事業

地場建築市場は、慢性的な職人不足や世帯数の減少といった下押し要因により、引き続き厳しい市場環境となりました。

このような状況の下、ノウハウ販売では、前期末と2019年2月に販売を開始したオリジナル新商品の販売好調に加えて、第4四半期に販促活動を強化したことが奏功し、売上高が前期比で増加しました。営業利益は、オリジナル新商品の開発及びブランド化戦略に伴い販売費及び一般管理費が増加したことにより前期比で減少しました。

太陽光発電システムを中心とした建築部資材販売では、市況を鑑みて販売ターゲットを住宅市場にシフトするなど、ビジネスモデルの変更に引き続き取り組んだ結果、前期比で売上高が減少しましたが、営業利益は増加しました。

株式会社エコ&エコでは、前期より取り組んできた収益構造の改善や営業体制、工程管理の見直しといった各種施策が奏功し、売上高・営業利益とも前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高5,459百万円（前期比1.4%増）、営業利益754百万円（同2.7%減）となりました。

ニ．住宅事業

住宅業界は、国土交通省発表の新築住宅着工統計において持家の着工数が前年同月比で6ヶ月連続増加するなど、消費増税に向けて需要の増加が見られましたが、増税後の需要の落ち込み防止を狙って住宅ローン減税の延長をはじめとする住宅取得支援制度が拡充されたことにより、需要の伸びは予想を下回る結果となりました。

このような状況の下、株式会社レオハウスでは、新経営体制のもと研修教育制度の充実などにより営業体制の強化を図りました。また、不採算店舗の撤退・統廃合による固定費の削減と経営資源の適正配分を実行の上、分譲住宅販売の比重を増やしたことで、当連結会計年度での受注数は1,870棟（前期1,889棟）、受注残976棟（同944棟）となりました。売上高は、2018年3月末時点における受注残が2017年3月末を下回り、当期中の受注数が伸び悩んだことで、前期比減少、損益についても4期連続の営業損失を余儀なくされました。しかしながら、人件費を含む販売費及び一般管理費の削減等を行うことによって損失額は前期比で減少しました。

株式会社ジェイウッドでは、特有の集客スタイルを活かした営業活動に注力しましたが、2018年3月末時点における受注残が2017年3月末を下回ったことに加え、当期中の受注数が伸び悩んだことで売上高・営業利益ともに前期比で減少しました。

株式会社ケイディアイでは、継続して取り組んでいる営業人員の育成・増員による体制強化により売上高は前期比で増加しましたが、人件費の増加が響き営業利益は前期比で減少しました。

株式会社国木ハウスでは、販売用宅地の積極購入とSNSを主体とした情報発信の強化に取り組み、また、株式会社suzukuriでは、異業種との提携を通じたターゲット層の拡大に取り組み、ともに前期比で売上高を伸ばしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高46,318百万円（前期比2.5%減）、営業損失694百万円（前期営業損失736百万円、株式会社ジェイウッドと株式会社ケイディアイ、株式会社国木ハウスののれん償却費60百万円を含む）となりました。

ホ. 美容・健康事業

株式会社JIMOSでは、主力の「MACCHIA LABEL(マキアレイベル)」ブランドで、新シリーズ「クリアエステライン」の販売により新規顧客数が順調に増加したものの、既存顧客の注文単価減少が響き、売上高は前期比で減少しました。

また、自然由来の成分を主とする基礎化粧品「Coyori(コヨリ)」ブランドにおいても、新シリーズ「彩醒ライン」を含む販売促進により新規顧客数は順調に推移したものの、既存顧客の売上が伸び悩み、売上高は前期比で減少しました。

損益面では、売上高の減少を補うべく広告宣伝費及び販売促進費を中心とした販売費及び一般管理費を削減した結果、営業利益は前期比で増加しました。

株式会社ベルエアーでは、主力商品である栄養補助食品の販売網拡大に努め超高齢社会を見据えた新サービスの開発に取り組みましたが、売上高・営業利益とも前期比で減少しました。

また、株式会社 J I M O S が2018年12月にインフィニティービューティー株式会社を買収し、販路及び商品開発のノウハウ共有に取り組みました（会計上のみなし取得日は2018年12月31日）。

以上の結果、当連結会計年度の売上高9,801百万円（前期比3.1%減）、営業利益は255百万円（前期比73.2%増、株式会社 J I M O S と株式会社ベルエアーとインフィニティービューティー株式会社ののれん償却費等585百万円を含む）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、従来「通販事業」としていた報告セグメントの名称を、通販事業の主力商品である基礎化粧品及び栄養補助食品をより明確にするため「美容・健康事業」に変更しております。また、この報告セグメントの名称変更がセグメント情報に与える影響はありません。

(注) 上記①に記載されている金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は413百万円であり、主なものは、美容・健康事業のハードウェア入替に係る95百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金残高は9,565百万円であり、前期末残高比で1,048百万円増加しております。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2018年4月をもって、株式会社愛ライフを吸収合併しております。また、2018年12月をもって、インフィニティービューティー株式会社を連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第45期 2016年3月期	第46期 2017年3月期	第47期 2018年3月期	第48期(当期) 2019年3月期
売 上 高	80,302	85,901	89,818	89,111
経 常 利 益	795	793	1,574	2,081
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	252	415	△994	798
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	14円99銭	24円65銭	△59円15銭	40円32銭
総 資 産	41,694	43,379	42,115	49,626
純 資 産	15,831	15,506	14,114	20,161

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75943口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」(企業会計基準第28号)を当連結会計年度より適用しており、当連結会計年度以前の金額は組換え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	300	100.0	注文住宅の建築請負等
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト	10	100.0	ビルメンテナンส์事業等
株式会社ナックライフパートナーズ	10	100.0	金融・保険業
株 式 会 社 J I M O S	350	100.0	化粧品・健康食品の通販等
株 式 会 社 ジ ェ イ ウ ョ ッ ド	100	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 エ コ & エ コ	80	100.0	建築部材の販売と施工
株 式 会 社 ケ イ デ ィ ア イ	100	100.0	分譲・注文住宅
株 式 会 社 ベ ル エ ア ー	50	100.0	栄養補助食品、化粧品の製造・販売
株 式 会 社 s u z u k u r i	98	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 国 木 ハ ウ ス	100	100.0	注文住宅の建築請負
インフィニティービューティー株式会社	10	100.0	美容材料・化粧品の通販等

(注) 当連結会計年度において、連結子会社としていた株式会社愛ライフを吸収合併、インフィニティービューティー株式会社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業の事業であるレンタル事業を中心に、クリクラ事業、住宅事業、建築コンサルティング事業、美容・健康事業の5つの事業体制のもと、創業時からの基本戦略である「コングロマリット(複合的異種混成型)企業」の基盤を築いてまいりました。

しかしながら、少子高齢化が進み日本国内の人口減少が見込まれる中、国内市場規模は今後縮小することが予想されており、当社グループが属する各市場においても競争激化することが予想されます。そのような環境の中、当社グループは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、新しい価値の創造と価値あるサービス提供を通じ持続的な発展を目指します。

- ① クリクラ事業は、宅配水ビジネスへの異業種からの参入や物流コストの高騰などを契機に宅配水業界全体が再編期に入っております。当社は業界のリーディングカンパニーとして、その再編を主導することで業界全体の発展に貢献していきます。
- ② レンタル事業は、株式会社ダスキンとの資本業務提携契約に基づいて、人生100年時代に向けたトータルケアサービス部門の拡充等により、今後の事業成長に繋げてまいります。
- ③ 建築コンサルティング事業は、工務店支援事業にさらに注力し、顧客サポート体制の強化を図ります。また、オリジナル新商品の開発を進め、顧客の状況に応じた商品提案と継続的支援が可能な環境を整えます。
- ④ 住宅事業は、注文住宅を手掛ける子会社の営業力の強化、店舗統合やダウンサイジングを含む販売費および一般管理費の効率的運用と経営資源の適切な配分により、早期黒字転換を目指します。また、分譲住宅の拡充やリノベーション事業にも注力してまいります。
- ⑤ 美容・健康事業は、物流コストの高騰などによるコストの増加に対し、高付加価値商品の開発及びインターネット販売比率の向上による収益性のアップを図ります。また、ここ数年抑制してきた広告宣伝費を適正に投入し将来に備えるとともに、アジアを中心とした海外市場へも展開します。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クリクラ事業	宅配水「クリクラ」及び次亜塩素酸水溶液「ZiACO(ジアコ)」の製造・販売
レンタル事業	ダストコントロール商品のレンタル・販売、害虫駆除器のレンタル・販売及び定期清掃業務等
建築コンサルティング事業	地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品及び建築部資材の販売と施工、コンサルティング業務
住宅事業	戸建注文住宅の建築請負、分譲住宅の販売及びそれに付随する金融・保険業務
美容・健康事業	化粧品・健康食品及び美容材料等の通信販売

(注) 当連結会計年度の期首より、従来「通販事業」としていた報告セグメントの名称を、通販事業の主力商品である基礎化粧品及び栄養補助食品をより明確にするため「美容・健康事業」に変更しております。なお、この報告セグメントの名称変更がセグメント情報に与える影響はありません。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

株 式 会 社 ナ ッ ク	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	北 海 道	3ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		茨 城 県	3ヶ所
		栃 木 県	2ヶ所
		群 馬 県	1ヶ所
		埼 玉 県	11ヶ所
		千 葉 県	9ヶ所
		東 京 都	23ヶ所
		神 奈 川 県	12ヶ所
		静 岡 県	2ヶ所
		愛 知 県	5ヶ所
		京 都 府	2ヶ所
		大 阪 府	7ヶ所
		兵 庫 県	3ヶ所
		岡 山 県	2ヶ所
		広 島 県	1ヶ所
	香 川 県	1ヶ所	
	福 岡 県	9ヶ所	
	熊 本 県	1ヶ所	
	合 計	100ヶ所	
工 場	北 海 道	1ヶ所	
	宮 城 県	1ヶ所	
	栃 木 県	1ヶ所	
	埼 玉 県	2ヶ所	
	千 葉 県	1ヶ所	
	東 京 都	1ヶ所	
	愛 知 県	1ヶ所	
	大 阪 府	1ヶ所	
福 岡 県	1ヶ所		
	合 計	10ヶ所	

株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	岩 手 県	1ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		福 島 県	3ヶ所
		茨 城 県	5ヶ所
		栃 木 県	4ヶ所
		群 馬 県	5ヶ所
		埼 玉 県	4ヶ所
		千 葉 県	4ヶ所
		東 京 都	2ヶ所
		神 奈 川 県	5ヶ所
		富 山 県	1ヶ所
		石 川 県	1ヶ所
		福 井 県	1ヶ所
		山 梨 県	1ヶ所
		長 野 県	2ヶ所
		岐 阜 県	3ヶ所
		静 岡 県	4ヶ所
		愛 知 県	6ヶ所
		三 重 県	1ヶ所
京 都 府	1ヶ所		
滋 賀 県	2ヶ所		
大 阪 府	4ヶ所		
兵 庫 県	2ヶ所		
奈 良 県	1ヶ所		
岡 山 県	1ヶ所		
広 島 県	1ヶ所		
徳 島 県	1ヶ所		
香 川 県	2ヶ所		
愛 媛 県	3ヶ所		
高 知 県	1ヶ所		
福 岡 県	3ヶ所		
佐 賀 県	1ヶ所		
熊 本 県	1ヶ所		
大 分 県	1ヶ所		
宮 崎 県	3ヶ所		
鹿 児 島 県	3ヶ所		
合 計	87ヶ所		
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト	本 社	東 京 都 澁 谷 区	
株式会社ナックライフパートナーズ	本 社	東 京 都 新 宿 区	

株式会社 J I M O S	本 社	福岡県福岡市	
	営業所	東 京 都	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社ジェイウッド	本 社	宮城県仙台市	
	営業所	岩 手 県	3ヶ所
		秋 田 県	1ヶ所
		青 森 県	1ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		福 島 県	1ヶ所
		栃 木 県	1ヶ所
合 計	10ヶ所		
株式会社エコ&エコ	本 社	東京都新宿区	
	営業所	宮 城 県	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社ケイディアイ	本 社	東京都中央区	
	営業所	千 葉 県	1ヶ所
		東 京 都	1ヶ所
合 計	2ヶ所		
株式会社ベルエアー	本 社	東京都新宿区	
	営業所	神 奈 川 県	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社国木ハウス	本 社	北海道札幌市	
	営業所	北 海 道	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社suzukur i	本 社	東京都新宿区	
	営業所	宮 城 県	1ヶ所
		山 形 県	1ヶ所
		栃 木 県	1ヶ所
		長 野 県	1ヶ所
		静 岡 県	2ヶ所
		徳 島 県	1ヶ所
		広 島 県	1ヶ所
		福 岡 県	1ヶ所
		佐 賀 県	1ヶ所
合 計	10ヶ所		
インフィニティービューティー株式会社	本 社	東京都大田区	

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数 (名)	前連結会計年度末比 増減 (名)
ク リ ク ラ 事 業	314 (137)	15 (△14)
レ ン タ ル 事 業	573 (444)	32 (△11)
建築コンサルティング事業	135 (1)	15 (-)
住 宅 事 業	895 (68)	△58 (39)
美 容 ・ 健 康 事 業	206 (53)	△3 (△4)
全 社 (共 通)	51 (3)	4 (1)
計	2,174 (706)	5 (11)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、契約社員（5名）、準社員（2名）が含まれております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,490
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,790
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	640
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300
株 式 会 社 横 浜 銀 行	295

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 43,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,306,750株 (自己株式を含む)
- ③ 株主数 12,374名 (前年度末比1,209名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ダスキン	5,609,500	24.88
株式会社ヤマダ電機	2,238,000	9.92
レモンガス株式会社	1,953,500	8.66
株式会社キャピタル	1,692,664	7.50
ナック従業員持株会	938,318	4.16
西山 由之	726,184	3.22
株式会社ブリリアントフューチャー	524,000	2.32
株式会社エフティグループ	397,600	1.76
株式会社レオパレス21	339,600	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	320,900	1.42

(注) 1. 持株比率は自己株式 (1,761,481株) を控除して計算しております。なお自己株式には「役員報酬B I P信託口」が保有する当社株式 (140,000株) は含んでおりません。

2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	寺岡豊彦	株式会社ACC 代表取締役会長
代表取締役社長	吉村寛	住宅ビジネスカンパニー代表 株式会社レオハウス 取締役 株式会社アーネスト 代表取締役社長 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社国木ハウス 取締役 株式会社suzukuri 代表取締役社長
取締役	川上裕也	ビジネスサポート本部長 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社ベルエアー 監査役 株式会社suzukuri 取締役 株式会社国木ハウス 監査役 株式会社ACC 取締役 インフィニティービューティー株式会社 取締役
取締役	小磯雄一郎	クリクラビジネスカンパニー代表 株式会社ACC 取締役
取締役	脇本和好	レンタルビジネスカンパニー代表 株式会社アーネスト 取締役
取締役	島田博夫	株式会社シマプンコーポレーション 取締役会長 一般社団法人日本建設機械施工協会 顧問 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易促進協会 理事
常勤監査役	遠藤彰子	株式会社レオハウス 監査役 株式会社アーネスト 監査役 株式会社ジェイウッド 監査役 株式会社エコ&エコ 監査役 株式会社ケイディアイ 監査役
監査役	狩野勝	株式会社レオハウス 監査役
監査役	大和田徹	株式会社JIMOS 監査役 税理士法人アイ・タックスファーム 代表社員

- (注) 1. 取締役島田博夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役狩野勝氏、監査役大和田徹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大和田徹氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役島田博夫氏、監査役狩野勝氏、監査役大和田徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役竹中徹氏は、2018年7月20日に逝去により退任しました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	128百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	18百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	145百万円 (13百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年6月24日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1990年6月25日開催の第19期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役島田博夫氏は、株式会社シマブンコーポレーション取締役会長、一般社団法人日本建設機械施工協会顧問、神戸商工会議所1号議員及び日本国際貿易促進協会理事を兼務しております。なお、当社は株式会社シマブンコーポレーション、一般社団法人日本建設機械施工協会、神戸商工会議所及び日本国際貿易促進協会との間には特別な関係はありません。
 - ・社外監査役大和田徹氏は、税理士法人アイ・タックスファームの代表を兼務しております。なお、当社は税理士法人アイ・タックスファームとの間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役竹中徹氏は、退任に至るまで、竹中徹公認会計士・税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は竹中徹公認会計士・税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
- ・社外監査役狩野勝氏は、当社の子会社である株式会社レオハウスの監査役であります。

- ・社外監査役大和田徹氏は、当社の子会社である株式会社JIMOSの監査役であります。
- ・社外取締役竹中徹氏は、退任に至るまで、株式会社メディアリンクスの社外監査役及びウエルシアホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社メディアリンクス及びウエルシアホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

取 締 役	状 況
竹 中 徹	当事業年度開催の取締役会3回中1回出席しております(2018年7月20日退任)。 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、主に会計事項について適切な意見を適宜行っております。
島 田 博 夫	当事業年度開催の取締役会13回中13回出席しております。 経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。
監 査 役	状 況
狩 野 勝	当事業年度開催の取締役会13回中13回、及び監査役会10回中10回出席しております。 大所高所からの幅広い視野に立ち、取締役の経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。
大和田 徹	当事業年度開催の取締役会10回中10回、及び監査役会7回中7回出席しております。(2018年6月28日新任) 税理士としての専門的見地から、主に税務事項について適切な意見を適宜行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする旨の契約を締結しております。
なお、2018年7月20日逝去により退任いたしました取締役竹中徹氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員が当社を含むグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
- ニ. 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(運用状況)

ナックグループは、企業理念の根本となるグループ共通の価値観「感謝心」、「規律性」、「具体的」、「精一杯」、「即実行」の5つを“NacWay”として定め、ナックグループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、適宜、適切な助言と指導を受ける体制が整っております。

さらに、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告し、改善策等の提言を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

(運用状況)

当社は、取締役会議事録及びグループ経営会議議事録を「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。
- ロ. 代表取締役、業務執行取締役及び代表取締役が指名した重要な子会社の代表取締役で構成されるグループ経営会議は、各業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。
- ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定する。
- ニ. 重要な投資に関わるリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を行う。

(運用状況)

当社は、リスクマネジメントの目的、管理体制を定めた「リスク管理規程」を定め、危機発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理規程」を整備し、周知・運用しております。

また、経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況を把握した上でリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定しております。重要な投資に関するリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を検討しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - ロ. 経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議する。
 - ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。
 - ニ. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図っている。

(運用状況)

当社は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制としております。当事業年度においては、取締役会を計13回開催したほか、所定の事項についてはグループ経営会議を計12回開催し、経営に関する重要事項を審議いたしました。また、業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき、月1回開催されるグループ経営会議を通じて、ナックグループ各社の業績管理を実施しております。

また、当社は電子決裁システムを導入しており、稟議決裁等に関し、申請から決裁までの一連の手続きをすべてシステム管理しており、意思決定の迅速化及び効率化を図っています。

- ⑤ 次に掲げる体制その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告されている。
 - ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、リスク情報の共有を行っている。
 - ii) 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社のリスクマネジメントを求め

- るとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
- i) グループ全体の経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、グループ経営に関する重要事項を審議する。
 - ii) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理に関する規定を策定する。
- ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i) 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、子会社の取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ii) コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - iii) 当社は、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るために、グループ内部通報制度を設置する。
- ホ. その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制
- i) グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。
 - ii) 当社の内部監査部門は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示又は勧告を行う。

(運用状況)

当社は、最適なグループ経営及び子会社管理に向けた体制・制度・規程の構築に向けて整備を進めております。また、子会社の月次の営業成績、財務状況、リスク情報その他の重要な事項は月1回開催されるグループ経営会議を通じて、当社グループで共有するとともに審議しております。

グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

企業理念及び「グループ行動規範」を追記した“NacWay”の小冊子を子会社を含むグループ全従業員に配布することにより企業理念の浸透を進め、子会社における法令等の遵守体制を強化しております。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に、子会社における法令等の遵守体制を強化いたしました。

さらに、当社の内部監査部門は、年度監査計画に基づき、グループ各社に対して内部監査を実施し、その結果に基づいて必要な指示又は勧告を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の専従スタッフは配置せず、補助機関として内部監査部門が適宜対応し、監査役より求めがあるときは監査役と協議の上、必要な期間専任の担当者を置く。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人については、現在は専従スタッフを配置しておりませんが、監査役より求めがあるときは、監査役と協議の上、必要な期間、専任の担当を置く体制を整備しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。

(運用状況)

現在、監査役の専従スタッフを配置しておりませんが、専従スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については常勤監査役の同意を要することとしております。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、専任期間中は取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととする。

(運用状況)

現在、監査役の専従スタッフを配置しておりませんが、専任期間中は、取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととしております。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - i) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ii) 当社の監査役は、取締役会の他グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
 - i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に対して、当社及びグループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ii) 当社の監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて子会社の取締役・監査役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - iii) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査状況を報告する。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対して報告を求めています。また、内部監査部門は四半期に一度、子会社における監査状況を監査役会に報告しております。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(運用状況)

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当社が当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ロ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

監査役が職務を執行するために当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、速やかに処理しております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- イ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。
- ロ. 「監査役会規則」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

(運用状況)

監査役は、内部監査部門及び監査法人と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- イ. ナックグループは「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断し、不当な要求には一切応じない旨を定めている。
- ロ. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めている。
- ハ. 取引先との契約書類については、反社会的勢力排除に関する条項を定めている。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整備し、反社会的勢力の動向の把握に努めております。取引先との契約書類には、反社会的勢力排除に関する条項を定めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,575	流 動 負 債	23,410
現金及び預金	9,168	買掛金	7,049
受取手形及び売掛金	4,739	短期借入金	4,390
商品及び製品	2,609	一年内返済予定の長期借入金	1,970
販売用不動産	8,443	未払金	2,708
未成工事支出金	2,149	リース債務	419
原材料及び貯蔵品	430	未払法人税等	793
その他	4,122	未成工事受入金	3,620
貸倒引当金	△87	賞与引当金	816
固 定 資 産	17,916	完成工事補償引当金	115
有 形 固 定 資 産	11,457	債務保証損失引当金	19
建物及び構築物	6,944	ポイント引当金	184
機械装置及び運搬具	152	店舗閉鎖損失引当金	37
工具、器具及び備品	408	その他	1,284
地	2,192	固 定 負 債	6,055
リース資産	1,565	長期借入金	3,205
建設仮勘定	194	リース債務	1,353
無 形 固 定 資 産	2,549	再評価に係る繰延税金負債	13
のれん	1,305	退職給付に係る負債	203
顧客関連資産	718	役員株式給付引当金	16
商標	199	資産除去債務	878
その他	326	繰延税金負債	169
投資その他の資産	3,908	その他	214
投資有価証券	387	負 債 合 計	29,465
長期貸付金	305	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	192	株 主 資 本	20,950
繰延税金資産	510	資本金	6,729
差入保証金	2,338	資本剰余金	3,877
その他	639	利益剰余金	11,653
貸倒引当金	△463	自 己 株 式	△1,309
繰 延 資 産	134	その他の包括利益累計額	△789
株式交付費	134	その他有価証券評価差額金	73
資 産 合 計	49,626	繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	△860
		純 資 産 合 計	20,161
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,626

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		89,111
売上原価		54,348
売上総利益		34,763
販売費及び一般管理費		32,725
営業利益		2,037
営業外収益		292
受取利息及び配当金	14	
受取手数料	24	
業務受託手数料	96	
売電収入	22	
その他	135	
営業外費用		249
支払利息	91	
貸倒引当金繰入	27	
為替差損	11	
和解金	47	
株式交付費償却	32	
その他	39	
経常利益		2,081
特別利益		48
店舗閉鎖損失引当金戻入額	48	
固定資産売却益	0	
特別損失		217
固定資産処分損	8	
減損損失	137	
関係会社出資金評価損	29	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	37	
その他	3	
税金等調整前当期純利益		1,912
法人税、住民税及び事業税	1,268	
法人税等調整額	△154	
当期純利益		798
親会社株主に帰属する当期純利益		798

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,562	流 動 負 債	10,992
現金及び預金	7,332	買掛金	799
売掛金	2,714	短期借入金	4,340
商品及び製品	1,611	関係会社短期借入金	500
原材料及び貯蔵品	129	一年内返済予定の長期借入金	1,970
前払費用	59	リース債務	167
立替金	145	未払金	1,295
前払費用	288	未払費用	208
差入保証金	623	未払法人税等	528
短期貸付金	64	前受金	190
関係会社短期貸付金	5,854	賞与引当金	528
その他の貸倒引当金	263	債務保証損失引当金	48
	△523	ポイント引当金	69
固 定 資 産	19,127	その他	346
有形固定資産	9,042	固 定 負 債	4,596
建物	4,844	長期借入金	3,205
構築物	771	長期預り保証金	195
機械装置及び運搬具	111	リース債務	674
工具、器具及び備品	256	再評価に係る繰延税金負債	13
土地	2,051	役員株式給付引当金	16
リース資産	813	資産除去債務	350
建設仮勘定	194	債務保証損失引当金	142
無形固定資産	226	負 債 合 計	15,589
のれん	75	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	102	株 主 資 本	23,053
その他	47	資本金	6,729
投資その他の資産	9,858	資本剰余金	3,877
投資有価証券	247	資本準備金	3,378
関係会社株式	7,168	その他資本剰余金	498
長期貸付金	129	利 益 剰 余 金	13,756
関係会社長期貸付金	10	利益準備金	350
長期前払費用	51	その他利益剰余金	13,406
破産更生債権等	192	別途積立金	3,500
繰延税金資産	478	繰越利益剰余金	9,906
差入保証金	1,618	自 己 株 式	△1,309
その他貸倒引当金	179	評価・換算差額等	△818
	△217	その他有価証券評価差額金	45
繰延資産	134	繰延ヘッジ損益	△2
株式交付費	134	土地再評価差額金	△860
資 産 合 計	37,825	純 資 産 合 計	22,235
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,825

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,130
売 上 原 価		12,615
売 上 総 利 益		18,514
販売費及び一般管理費		16,206
営 業 利 益		2,308
営 業 外 収 益		1,432
受取利息及び配当金	873	
受取地代家賃	332	
受取手数料	69	
そ の 他	157	
営 業 外 費 用		468
支払利息	87	
支払地代家賃	280	
そ の 他	99	
経 常 利 益		3,272
特 別 損 失		1,326
減 損 損 失	0	
関係会社株式評価損	601	
関係会社出資金評価損	29	
貸倒引当金繰入	520	
債務保証損失引当金繰入額	171	
そ の 他	3	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,946
法人税、住民税及び事業税	882	
法 人 税 等 調 整 額	△105	777
当 期 純 利 益		1,169

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社 ナック
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 田 日 武 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社 ナック
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 福田 日武 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三木 崇央 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社ナック 監査役会

常勤監査役	遠藤 彰子	㊟
社外監査役	狩野 勝	㊟
社外監査役	大和田 徹	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。
期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、「連結純資産配当率4%（年間）」、ただし「配当性向100%以内」を基準といたしまして、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金26円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は586,176,994円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役寺岡豊彦、吉村寛、島田博夫の3名は任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため再任取締役3名及び新任取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	てら おか とよ ひこ 寺 岡 豊 彦 (1952年6月1日) (再任)	1977年4月 当社入社 1990年9月 取締役 経営管理室長 1994年6月 常務取締役 第1事業部長 1997年7月 専務取締役 レンタル事業部長 2005年4月 代表取締役社長 2012年4月 デリバリービジネスカンパニー代表 2015年6月 代表取締役会長 2018年4月 取締役会長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ACC 代表取締役会長	146,371株
2	よし むら かん 吉 村 寛 (1961年5月8日) (再任)	1984年4月 当社入社 2003年11月 執行役員 レンタル事業部 第二支社長 2005年6月 取締役 2011年6月 常務取締役 住宅事業本部 本部長 2012年4月 住宅ビジネスカンパニー代表 (現任) 2013年6月 専務取締役 2014年6月 取締役副社長 2015年6月 代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 住宅ビジネスカンパニー 代表 株式会社レオハウス 取締役 株式会社アーネスト 代表取締役社長 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社国木ハウス 取締役 株式会社suzukuri 代表取締役社長	35,235株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	しまだ ひろお 島田博夫 (1943年2月12日) (再任・社外)	1996年6月 株式会社神戸製鋼所 取締役 1999年4月 同社 常務取締役 溶接カンパニー執行社長 2001年6月 同社 専務取締役 溶接カンパニー執行社長 2004年4月 コベルコ建機株式会社 代表取締役社長 2008年6月 同社 顧問役 2010年1月 株式会社シマブンコーポレーション 名誉会長 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年3月 株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 一般社団法人日本建設機械施工協会 顧問 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易推進協会 理事	- 株
4	つる み あき ひさ 鶴見明久 (1953年9月26日) (新任・社外)	1976年4月 株式会社三井銀行 入行 (現 株式会社三井住友銀行) 2005年4月 株式会社ダスキン 入社 2007年6月 同社 取締役 2015年6月 同社 専務取締役 2018年6月 同社 退社 [重要な兼職の状況] 南海化学株式会社 社外監査役	- 株

7. 鶴見明久氏は社外取締役候補者であります。
8. 鶴見明久氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社ダスキンの経歴および、金融・財務に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役の見地から、株式会社ダスキンの資本業務提携推進の他、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断したものであります。
9. 当社は、鶴見明久氏の選任が承認された場合、定款第25条に基づき同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額であります。
10. 熊本浩明氏は社外取締役候補者であります。
11. 熊本浩明氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士およびコンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知識を有しているため、同氏の高い専門性と豊富な経験に基づく外部からの視点が、当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有益であると判断したものであります。
12. 当社は、熊本浩明氏の選任が承認された場合、定款第25条に基づき同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額であります。
13. 当社は、熊本浩明氏が東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
14. 所有株式数は、2019年3月31日現在のものであります。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役遠藤彰子は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
えん どう あき こ 遠 藤 彰 子 (1956年1月30日) (再任)	1979年8月 当社入社 2001年7月 執行役員 レンタル事業部 事務長 2005年6月 取締役 2010年6月 取締役 経理部経理会計室長 2011年6月 常勤監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社レオハウス 監査役 株式会社アーネスト 監査役 株式会社ジェイウッド 監査役 株式会社エコ&エコ 監査役 株式会社ケイディアイ 監査役	30,636株

- (注) 1. 監査役候補者1名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 所有株式数は、2019年3月31日現在のものです。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

将来の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（25）（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（26）上記各号に付帯または関連する一切の業務。</p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（25）（条文省略）</p> <p>（26）<u>介護保険法に基づく居宅サービス事業および介護予防サービス事業。</u></p> <p>（27）<u>介護用品および福祉用具のレンタル、販売。</u></p> <p>（28）上記各号に付帯または関連する一切の業務。</p>

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール

電 話 03-3344-0111



<アクセス>

- 新宿駅西口（JR・私鉄・地下鉄）よりお越しの株主様
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐお進みください。
地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- 都庁前駅（都営大江戸線）よりお越しの株主様
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側に
ホテルがございます。
- ご来場の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。